平成２１年（フ）第５７２号
岡山県玉野市宇野４丁目８番28―104号
債務者　田中　孝昭
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６０８号
岡山市北区伊福町２丁目８番９号
債務者　谷口　美喜（旧姓小室）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６号
香川県仲多度郡多度津町堀江３丁目７番84―１―204号
債務者　堀　貴美子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前11時
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５９５号
岡山市南区泉田６番地１　メゾンド昭裕Ⅰ401号
債務者　藤川　和貴
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０２７号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区１棟601号
債務者　大橋加奈子（旧姓原橋）
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７９号
岡山県勝田郡奈義町中島西210番地１
債務者　岡部　正則
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１２３号
岡山県津山市総社648番地１
債務者　佐々　久江
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月12日午後１時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第２３９号
長崎県佐世保市矢岳町402番地２
債務者　松崎　綾子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
長崎県佐世保市大宮町８番16号　オオクマアパート102
債務者　小林　照代
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２５６号
長崎県佐世保市藤原町15番２号、旧住所福岡市城南区東油山１丁目９番21―201号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第８６０号
東京都町田市忠生３丁目１番地33もりやハイツ203
債務者　多田　尚史
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３０号
長崎県佐世保市花園町６番13号
債務者　深海　厚三
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月９日午後４時45分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市崎岡町853番地41　サンシャイン崎岡201、旧住所長崎県佐世保市日宇町302番地３
債務者　深水　由依（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月23日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５３号
石川県七尾市松百町７部４番地24、住民票上の住所石川県七尾市能登島向田町117部99番地
債務者　浜田　　司
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前10時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６０号
石川県羽咋市千路町中区24番地
債務者　酒井美奈子
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午前10時10分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第６２号
石川県七尾市和倉町ワ部11番地７
債務者　大阪屋ストアこと　作田　正則
1　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成21年11月９日午後１時50分
金沢地方裁判所七尾支部